



発行 新潟県
第40号
 令和2年5月29日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

目 次

告 示

- 648 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 649 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 650 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 651 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 652 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 653 道路の区域変更（道路管理課）
- 654 道路の区域変更（道路管理課）
- 655 道路の供用開始（道路管理課）

病院局公告

- 特定調達契約の契約者等（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の契約者等（病院局業務課）

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況（監査委員事務局）

告 示

◎新潟県告示第648号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、新発田市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和2年5月29日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
7月1日（水）	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	サン・ワークしばた	新発田市全域
7月2日（木）		新発田市紫雲寺支所	
7月3日（金）	新発田市加治川支所		
7月6日（月）	新発田市菅谷コミュニティセンター		
7月7日（火）	新発田市豊浦地区公民館		
7月8日（水）			

7月9日(木) 7月10日(金) 7月13日(月) 7月14日(火) 7月15日(水) 7月16日(木)		新発田市生涯学習センター	
7月17日から令和3年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、12月30日、12月31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第649号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和2年5月29日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
関川村	6者	打上390番1ほか24筆 3.5ha
新発田市	32者	浦新田8番ほか756筆 70.4ha
阿賀野市	23者	久保向1581番1ほか327筆 41.3ha
胎内市	10者	大出昼塚2260番ほか71筆 11.1ha
聖籠町	4者	道賀新田家ノ浦2020番1ほか15筆 1.7ha
新潟市	108者	北区上大月曾根崎197番ほか1114筆 97.4ha
五泉市	1者	本田屋沓形3310番ほか4筆 0.4ha
三条市	5者	福島新田松橋下丁1116番ほか482筆 42.1ha
燕市	10者	東太田上前田845番ほか109筆 12.5ha
加茂市	1者	中大谷蚊口太784番ほか12筆 2.5ha
田上町	1者	田上蛇喰ノ3230番ほか13筆 1.0ha
弥彦村	2者	麓村新田雁潟119番ほか1筆 0.6ha
長岡市	12者	下条町道善148番1ほか75筆 7.6ha
見附市	3者	下鳥町川添甲142番1ほか11筆 6.7ha
小千谷市	1者	ひ生中原丙1383番2ほか13筆 0.7ha
魚沼市	7者	今泉2637番ほか135筆 10.5ha
南魚沼市	2者	小木六136番ほか21筆 3.9ha
十日町市	6者	芋川新田桔梗原キ682番ほか179筆 22.2ha
柏崎市	69者	西長鳥北川地甲1990番1ほか922筆 86.2ha
上越市	45者	稲蜂ヶ尻553番ほか462筆 61.7ha
妙高市	1者	吉木春日作195番ほか1筆 0.4ha
糸魚川市	10者	四ツ屋町尻179番1ほか256筆 24.1ha
佐渡市	26者	城腰反町1719番ほか115筆 17.8ha
合計	385者	5,141筆 526.3ha

2 認可年月日

令和2年5月28日

◎新潟県告示第650号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長岡市の福島江土地改良区の定款の変更を令和2年5月21日認可した。

令和2年5月29日

新潟県長岡地域振興局長

◎新潟県告示第651号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営新開地区農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月29日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年6月1日から令和2年6月26日まで

3 縦覧に供する場所

長岡市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第652号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営道上地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月29日

新潟県新潟地域振興局長

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和2年6月1日から令和2年6月26日まで

3 縦覧に供する場所

新潟市西蒲区役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア 土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間を経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第653号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年5月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟村松三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
五泉市水戸野字上村69番1から	新	9.3~16.6メートル	274.2メートル
同市暮坪字川原394番5まで	旧	9.3~16.6メートル	274.2メートル

◎新潟県告示第654号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和2年5月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上増田吉川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市頸城区手島字南割5301番から	新	7.5~15.6メートル	168.3メートル
同市頸城区手島字塚田1663番1まで	旧	6.5~15.6メートル	168.3メートル

◎新潟県告示第655号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課

において縦覧に供する。

令和2年5月29日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 上増田吉川線
- 2 供用開始の区間
上越市頸城区手島字南割5301番から同市頸城区手島字塚田1663番1まで
- 3 供用開始の期日 令和2年5月29日

病院局公告

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月29日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和2年度医療情報総合システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地
新潟県立中央病院
新潟県上越市新南町205番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地
富士通株式会社新潟支店
新潟県新潟市中央区礎町通二ノ町2077番地
- 5 随意契約に係る契約金額
37,174,280円
- 6 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、栄養課食器について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年5月29日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
栄養課食器 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和2年7月31日（金）
 - (4) 納入場所
新潟県立十日町病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065
新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9
新潟県立十日町病院経営課
電話番号 025-757-5566 内線132

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
令和2年6月8日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年6月9日(火)午前10時00分
新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、栄養課厨房備品について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年5月29日

新潟県立十日町病院長 吉嶺 文俊

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

栄養課厨房備品 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和2年7月31日(金)

(4) 納入場所

新潟県立十日町病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 948-0065

新潟県十日町市高田町三丁目南32番地9

新潟県立十日町病院経営課

電話番号 025-757-5566 内線132

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和2年6月8日(月)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和2年6月9日(火)午前10時30分

新潟県立十日町病院 外来棟3階講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立十日町病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規定第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月29日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

- 1 調達物品及び数量
高精度放射線治療システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所
新潟県立がんセンター新潟病院経営課
新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3
- 3 調達方法
購入等
- 4 契約方法
一般競争入札
- 5 落札決定日
令和2年4月13日
- 6 落札者の氏名及び住所
ジェイメディカル株式会社
新潟県新潟市東区紫竹卸新町1808番地22
- 7 落札価格
498,300,000円
- 8 入札公告日
令和2年3月3日
- 9 落札方式
最低価格

特定調達契約の契約者等について(公告)

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年5月29日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

- 1 調達件名及び名称
病院業務の電算処理業務並びにコンピュータ管理業務委託
 - 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町4番地1
 - 3 調達方法
購入等
 - 4 契約方式
随意契約
-

- 5 契約日
令和2年4月1日
- 6 契約者の氏名及び住所
株式会社BSNアイネット
新潟市中央区米山2丁目5番地1
- 7 契約金額
272,700,120円
- 8 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1項第2号

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況について

平成30年度会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和2年5月29日

新潟県監査委員	栗	山	和	廣
新潟県監査委員	小	林	一	大
新潟県監査委員	高	倉		栄
新潟県監査委員	岡		俊	幸

監査の種別	平成30年度会計 財政的援助団体等に係る監査	
部局名	監査の結果	措置の内容
農林水産部	<p>【公益社団法人新潟県農林公社】</p> <p>林業就業支援講習において、事故が発生し、相手方に賠償金4,266,886円を支出したものがあった。 講習時の安全対策に万全を期されたい。</p>	<p>講習の実施に当たっては、現場の事前確認、リスクアセスメント（危険箇所の分析）を行うなど安全対策を必須事項とし、労働安全衛生規則の遵守を徹底するとの報告を受けております。 今後とも安全対策が徹底されているか確認、指導してまいります。</p>
福祉保健部	<p>【一般財団法人新潟県地域医療推進機構】</p> <p>1 平成30年度決算における退職給付引当金の所要額について、育児休業等を取得した職員の休業期間を考慮せずに算出した結果、9,064,998円過大となっていた。 退職給付引当金の算出に当たっては、職員退職金規程に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <p>2 燕労災病院において、薬品の実地棚卸の数量を誤った結果、在庫金額が1,304,250円過大（同額仕入原価の過少計上）となっていた。今後の棚卸に当たっては適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>1 平成30年度決算における退職給付引当金の所要額について、職員退職金規程に基づき、休業等の期間を除算した勤続年数により引当金を再計算し、次年度決算に反映する予定であることを法人から報告を受けて確認しています。 今後とも適正な事務処理を行うよう指導してまいります。</p> <p>2 薬品の棚卸にあたっては、複数人数による内容確認を徹底することを法人から報告を受けて確認しています。 今後とも適正な事務処理を行うよう指導してまいります。</p>
知事政策局	<p>【公益財団法人環日本海経済研究所】</p> <p>ERINA25周年記念誌の作成について、契約履行後に契約書を作成していた。また、ERINA設立25周年記念シンポジウム・祝賀会の開催委託について、契約当初に契約書を作成せず、開催日直前に実際の出席者数等に合わせた内容で初めて契約書を作成していた。 会計処理規程に基づき、契約を締結する際に契約書を作成されたい。</p>	<p>会計処理規程に基づき契約執行の適正化を期すため、「契約執行伺い」を新たに様式化し、契約手続を明確化するとともに、契約担当者に対し、公契約に関する所内研修を実施するよう指導してまいります。</p>